平成２６年（フ）第１０４１号
埼玉県川口市朝日１丁目１番１―708号　グリーンビューニュー川口
債務者　畠中　真紀
1　決定年月日時　平成26年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月５日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第１０５８号
埼玉県上尾市錦町３番地８　富士コーポ202
債務者　桑田　友徳
1　決定年月日時　平成26年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月５日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第４５５号
埼玉県三郷市戸ケ崎１丁目400番地１　テラスハウスカスヤ３号室
債務者　正田　和男
1　決定年月日時　平成26年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月５日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２６年（フ）第４７０号
埼玉県所沢市林３丁目572番地の20
債務者　佐久間未央
1　決定年月日時　平成26年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月５日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２６年（フ）第４７４号
埼玉県富士見市渡戸３丁目10番25号
債務者　讃岐　一郎
1　決定年月日時　平成26年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月５日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２６年（フ）第４７５号
埼玉県富士見市渡戸３丁目10番25号
債務者　讃岐　節子
1　決定年月日時　平成26年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月５日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２６年（フ）第４８９号
埼玉県日高市大字下鹿山494番地　こま川団地３街区４棟304号
債務者　長峰　弘子
1　決定年月日時　平成26年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月５日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２６年（フ）第４９０号
埼玉県所沢市大字山口5032番地の14、前住所
埼玉県所沢市大字山口1293番地の１
債務者　楠本　佳昭
1　決定年月日時　平成26年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月５日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２６年（フ）第４９９号
埼玉県ふじみ野市桜ケ丘３丁目１番６号　アムールＦＵＪＩ102
債務者　豊田　哲司
1　決定年月日時　平成26年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月５日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２６年（フ）第５００号
埼玉県川越市大字山田761番地３　モルティ・ポポラーレＡ201号室
債務者　福澤　成浩
1　決定年月日時　平成26年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月５日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２６年（フ）第８９号
新潟県胎内市つつじが丘下315番地302　ファミールハウス―102号
債務者　佐藤　　歩
1　決定年月日時　平成26年11月６日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月５日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２６年（フ）第１１３号
富山県南砺市年代22番地１　ベルフォールⅢＢ102
債務者　蔵田　政雄
1　決定年月日時　平成26年11月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月５日まで
富山地方裁判所高岡支部

平成２６年（フ）第１１４号
富山県高岡市駅南２丁目４番５号
債務者　細谷　弥生
1　決定年月日時　平成26年11月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月５日まで
富山地方裁判所高岡支部

平成２６年（フ）第３０５号
金沢市中村町28番31号　信開ドムス御影橋402号
債務者　島谷　逸朗
1　決定年月日時　平成26年11月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月５日まで
金沢地方裁判所

平成２６年（フ）第２６８号
山梨県中巨摩郡昭和町上河東543番地　県営常永団地１号棟403号室
債務者　初鹿野ミキ、初鹿野フアニータこと　ＨＡＪＩＫＡＮＯ　ＪＵＡＮＩＴＡ　ＡＹＣＡＲＤＯ
1　決定年月日時　平成26年10月31日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月５日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第３５１号
岐阜市近島５丁目４番11号　オイリュトミー202号室
債務者　工藤　　誠
1　決定年月日時　平成26年11月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月５日まで
岐阜地方裁判所

平成２６年（フ）第３７０号
岐阜市黒野南３丁目130番地　シャルム岐阜405号室
債務者　河原崎友絵
1　決定年月日時　平成26年11月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月５日まで
岐阜地方裁判所